

論 点 整 理

1,4-ジオキサン関係

(1) 対策の基本的なあり方について

1. 環境基準（健康項目）の設定を踏まえ、その達成・維持のための方策として、水質汚濁防止法の有害物質として排水規制及び地下浸透規制を導入すべきか。

平成 21 年 11 月 30 日に追加された、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準のうち、1,4-ジオキサンに係る環境基準は 0.05mg/L と設定されたところ。

1,4-ジオキサンについては、これまで公共用水域及び地下水において環境基準値以上の濃度で検出された実績があることや、製造・輸入量が近年増加傾向にあることから、有害物質として排水規制及び地下浸透規制を導入することと~~したい~~とする。

2. 洗浄剤等の最終製品中に含まれる 1,4-ジオキサンについて、特段の措置を講じる必要はあるか。

洗浄剤等の最終製品中に含まれる 1,4-ジオキサンについては、1,4-ジオキサンを排出する事業者が接続していない多くの下水道施設において、流入水、放流水中の 1,4-ジオキサン濃度は定量限界未満であり、また、検出された施設においてもその濃度は低いことから、水質汚濁防止法で特段の対策を講じる必要はないと判断したい。

3. 副生成される 1,4-ジオキサンについて措置する必要があるか。

反応溶剤としての使用や、医薬品合成原料としての使用の他、化学反応や界面活性剤生成の副生成も 1,4-ジオキサンの発生源となっている。

そのため、1,4-ジオキサンが副生成する化学反応を利用している施設や界面活性剤を製造している施設についても、特定施設として追加することを検討することとしたい。

なお、界面活性剤生成時に副生成され製品中に残留している 1, 4-ジオキサンについては、2. に示すとおり特段の対策を講じる必要はないと判断したい。

(2) 排水規制について

1. 特定事業場からの排出水の排水基準について、どのようなレベルを設定するか。

これまで、排水基準については、以下の考え方により、環境基準の10倍値を基本として設定されている。

- ・ 全国の排水量の河川水量に対する比率が概ね1/10であること
- ・ 排水口の近傍を除けば河川において1/10程度に希釈される(数10m～数100m)こと

今回も同様に環境基準の10倍値である0.5mg/Lを排水基準として設定したいとする。

2. 暫定排水基準の設定の検討が必要な業種はあるか。

排水基準については、一律基準で規制することが原則。

一方で、文献調査から、オゾン処理、~~活性炭吸着法~~、逆浸透膜に一定の効果があることが確認されているものの、通常の排水処理(活性汚泥法等)では処理が困難な物質とされている。

各業界・事業者において、原材料を1,4-ジオキサンから別の原材料に代替することや、1,4-ジオキサンの副生成を抑制する等の対応をしているところである。一方で、これらの対応は検討に時間がかかることや合理的な処理技術の開発が課題としてあげられる。

以上のことから、必要に応じて、暫定排水基準が真に必要なかどうか精査した上で、対応を検討することとしたいとする。

3. 用途や排出実態等に鑑み、排水規制の対象施設として新たに追加する特定施設はあるか。

これまでの実態調査を踏まえると、1,4-ジオキサンが検出された事業場においては、現行の特定施設(有機化学工業製品製造業の用に供する施設等)が設置されている状況であるが、1,4-ジオキサンの排出に係る施設について、現行の特定施設以外に排出の可能性がある施設がないかについて、副生成過程を含め、幅広く実態を精査し、次回以降方針を示していきたい。

なお、製造業者にヒアリングを行った結果これまでの実態調査以外の用途の業種に対して1,4-ジオキサンが販売されているという情報は得ていないことから、これまでの調査対象事業場に設置される施設を中心に検討することとしたい。

(3) 地下浸透規制について

1. 地下水の環境基準の達成・維持を図る上で、妥当な地下浸透規制のレベルはどうあるべきか。

地下水は、いったん汚染されるとその回復が困難なため、汚染の未然防止を図ることが重要。このため、有害物質を含む汚水等の地下への浸透を禁止する等の措置を講じており、有害物質を含むものとしての要件については、有害物質が一定の検定方法により検出されることとしているところ。同様な考え方から、1,4-ジオキサンについても、特定施設の設置の届出に対する計画変更命令等、特定地下浸透水の浸透の制限及び改善命令等に係る特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件については、同物質が一定の検定方法により検出されることとしたいとする。

2. 浄化基準については、環境基準と同じ値とすることによいか。

地下水の環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）が設定されている既存の有害物質に係る浄化基準については、環境基準と同じ値に設定されている。これと同様に、1,4-ジオキサンに係る浄化基準についても、環境基準と同じ値とすることとしたいとする。

(4) 検定方法について

(2) 1. 及び (3) 1. に係る検定方法はどうあるべきか。

排水基準又は地下水の環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）が設定されている既存の有害物質に係る検定方法は、環境基準と同じ方法が設定されている。これと同様に、1,4-ジオキサンの検定方法については、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）付表7に掲げる方法とする。

(5) その他

廃棄物中の1,4-ジオキサンの取扱いについて特段の措置を講じる必要はあるか。

現在、1,4-ジオキサンは様々な形で廃棄物中に混入している。しかし、廃棄物

処理業者にとって、その成分について把握することが困難であることや、過去に埋め立てられた廃棄物からどの程度 1,4-ジオキサンが流出してくるかを把握することが困難であることに留意する必要がある。

そのため、廃棄物中の 1,4-ジオキサンの取扱いについては、1,4-ジオキサンを含む廃棄物を処理している事業場からの排出実態を調査するとともに、関係部局における 1,4-ジオキサンの特別管理産業廃棄物への指定の要否についての検討結果を踏まえつつ特段の措置の必要性について検討していくこととしたいとする。

なお、最終処分場からの排出規制についても、別途関係部局において検討がされることとなっており、本専門委員会へ情報提供していく。

廃棄物処理基準等専門委員会	資料2
平成22年6月29日	

平成22年1月25日 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会資料

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について

(平成22年1月25日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(以下「部会」という。)に、廃棄物処理基準等専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
2. 専門委員会においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく廃棄物の適正処理に係る技術的基準等に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

廃棄物処理基準等専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の適正処理に関する技術的基準等について、処理技術の進展、廃棄物の性状等諸状況の変化や有害物質等に対する新たな知見に対応するための検討を行う必要がある。

このため、廃棄物問題に関する知見を有する学識経験者等による標記専門委員会を設置し必要な検討をいただくものである。

2. 検討事項

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理の技術的基準に関し検討が必要な事項

3. 検討スケジュール

当面は、平成21年11月の水質汚濁に係る環境基準等の改正を踏まえ、廃棄物最終処分場に係る排水基準の見直しの検討を行うこととし、平成22年度内を目処に報告書をまとめる予定

4. 運営方針

専門委員会は、学識経験者等から構成する。

廃棄物処理基準等専門委員会	資料3
平成22年6月29日	

廃棄物処理基準等専門委員会での審議内容について

1. 検討に至る背景

平成21年9月15日、1,4-ジオキサンを公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康保護に係る水質環境基準」という。）に、また、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）にそれぞれ追加するとともに、1,1-ジクロロエチレンの健康保護に係る水質環境基準値及び地下水環境基準値を見直すことが適当である旨、中央環境審議会から環境大臣に対し答申が出された。

この答申を踏まえ、平成21年11月30日、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準の項目の追加及び基準値の変更が告示された。

2. 検討事項

環境基準項目の追加及び環境基準値の見直しを受け、廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準及び特別管理産業廃棄物の指定等について検討することが必要である。このため、廃棄物最終処分場からの放流水等からの排出の実態、処理技術の現状、廃棄物中の濃度の実態等を踏まえ、以下の事項について検討を行う。

- 廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準等の項目追加とその基準値の設定
 - ・一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水の排水基準
 - ・産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の基準
 - ・地下水検査項目と廃止時の地下水基準
 - ・上記各基準に係る放流水等の検定方法
- 特別管理産業廃棄物の項目追加とその判定基準等の設定
 - ・特別管理産業廃棄物の判定基準及び発生施設の規定（特別管理産業廃棄物の項目に係る規定）
 - ・有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準（遮断型最終処分場へ埋立する産業廃棄物の判定基準）
 - ・上記の判定基準に係る産業廃棄物の検定方法
- その他、必要となる事項

3. 検討の進め方

第1回廃棄物処理基準等専門委員会以降、第2回は、今後行う実態調査結果がまとまった後に開催することとし、平成22年度内を目処に報告書をまとめる予定